

加古川市立西神吉小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめ防止対策に関する基本的な事項

●いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

●いじめ防止の基本

- (1) 「いじめをしない、させない、許さない」を徹底し、いじめを生まない土壤づくりに力を注ぐ。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、「居場所づくり」、「絆づくり」を重視した学級・学校づくりを推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応を徹底する。
- (4) いじめ解決のため、全教職員が一丸となって問題解決にあたるとともに、専門家、関係機関と連携協力する。
- (5) 学校、家庭・地域が連携協力して、いじめ問題に取り組む。

2 未然防止への取組

- 児童一人一人が認められ、互いに支え合い、助け合う仲間づくりに取り組む。
- 教師が個に応じた指導や授業の工夫で、基礎基本の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びによる授業改善で、児童のやる気や自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- すべての子どもの良さを引き出し、参加・活躍できる教育活動を工夫する。
- 「特別の教科 道徳」を中心にして、人を思いやる心や道徳的実践力を養うとともに、命や人権を大切にする教育を、学校の教育活動全体を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を持たせるとともに、「観衆」として、はやし立てたりおもしろがったりすることや「傍観者」として、見てみぬふりをすること、知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを行う

- ① 学級開き、学期はじめに教師から「いじめをしないさせない ゆるさない！」宣言を行う。
「いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② 学級が児童一人一人の居場所となるような、学級目標を作成・掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
中学校区連携ユニット12推進事業の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④ すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、特別活動や体験活動の充実を図る。
- ⑤ 児童・保護者がインターネットを通じて行われるいじめ防止といじめに対する適切な対処ができるように、「インターネットトラブル防止講座」等を実施する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。【居場所づくり、絆づくり】

- ① 一人一人が活躍できる学習活動【わかつて楽しい授業づくり 間違い失敗を許せる学級づくり】
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② 社会性・コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ④ 体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を

図る。

- ⑤ 「いじめ防止啓発月間（9月）」に児童からの呼びかけや主体的な活動を実施するとともに、児童会活動を活性化し「いじめのない学校づくり」「心の絆プロジェクト」を推進する。

3 早期発見・早期対応への取組

- (1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① 「心の相談アンケート」や「学校生活に関するアンケート」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携協働し、心理的、福祉的な視点による支援を行う。
- ③ 毎日、担任が児童の様子を観察し、声かけをすることで、問題の早期発見、早期対応、早期解決を図る。また、一人一台端末を活用して、児童一人一人の状態把握に努める。
- ④ 教育相談日を設定するとともに、教育相談コーディネーターを核として相談体制を充実させる。

- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任など一部の教職員だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確に役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては十分聞き取りを行い、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同じであるということを指導する。
- ④ いじめを受けている児童及び保護者への支援と、いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言において、教育委員会と連携し、専門家の活用と派遣要請を行う。

（スクールサポートチーム、スーパーバイザー、学校支援チーム等）

- (3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ③ 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題解決のための校内組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会】

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、学年主任、養護教諭等からなる「いじめ対策委員会」を学期に1回、開催する。

- (2) 「生活部会】

毎月の職員会で、問題行動等を起こした児童についての情報共有や情報交換及びその対応についての協議をする。

5 いじめ重大事態への対応

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「いじめ防止対策推進法 第五章 重大事態への対処 第二十八条」

- (1) 重大事態と判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生を報告する。

- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) いじめ重大事態の調査に関しては、第三者性を確保する。

6 その他の事項

- (1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」、「いじめの再発防止のための取組」に関する項目を加える。

- (2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。